

**東城川漁業協同組合内水共第45号、内水共第46号、内水共第47号
及び内水共第48号第5種共同漁業権遊漁規則**

(目的)

第1条 この規則は、東城川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内水共第45号、内水共第46号、内水共第47号及び内水共第48号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ます、うなぎ、ふな、はや(おいかわ・かわむつ・うぐい)、わかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムにより行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

- 第3条 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ解禁日から27日間、やす、チョンガケによる遊漁は、あゆ解禁日から17日間してはならない。
- 2 すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）による遊漁は、あゆ放流日からあゆ解禁日までしてはならない。
- 3 日没から日の出までは、水中で燈火等を使用する遊漁をしてはならない。
- 4 次の表のア欄の区域においては、イ欄の漁具、漁法は、ウ欄の期間中遊漁してはならない。（釣り専用区）

ア 区域	イ 漁具、漁法	ウ 期間
1 庄原市東城町受原 大渡橋下流から同町菅 菅竹橋上流までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から9月1日午前6時まで
2 庄原市東城町東城 若松橋下流から同町東城 栃木橋上流までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から9月1日午前6時まで
3 神石郡神石高原町小野 向原橋から同町小野 新坂郵便局前までの区域	手釣、竿釣(コロガシ(ガリ)を除く)、つけ針以外の漁具、漁法	あゆ解禁日から9月1日午前6時まで

- 5 投網を使用する遊漁はしてはならない。
- 6 わかさぎを対象とする遊漁は、3月21日から3月31日までの間はしてはならない。
- 7 ますを対象とする遊漁のうち、すくい網（たいまち、たも網、にごりくみ）、やすについては、4月1日から5月15日までの間はしてはならない。
- 8 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法		イ 統数又は規模
あゆ	竿釣	1人竿1本
こい、ます、うなぎ、ふな、はや（おいかわ、かわむつ、うぐい）、わかさぎ	竿釣	1人竿3本以内

（遊漁期間）

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で理事が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで
ます	4月1日から8月31日まで

2 前項の公示は、組合及び第6条第3項に規定する納付場所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公示するものとする。

（禁止区域）

第5条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 庄原市東城町川西宮平橋から上流全域	11月1日から翌年3月31日まで

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が18才以下のときは無料、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表に掲げる額に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、チョンガケ、すくい網（たいまち、たも網、にぎりくみ）、やす	1日2,500円 1年9,000円
こい、ます、ふな、はや（おいかわ・かわむつ・うぐい）、わかさぎ	すくい網（たいまち、たも網、にぎりくみ）、やす	1日2,500円 1年9,000円
こい、ます、わかさぎ	手釣、竿釣	1日2,000円 1年5,000円
うなぎ	手釣、竿釣、うなぎばさみ、延縄、つけ針	1日2,000円 1年5,000円
ふな、はや（おいかわ・かわむつ・うぐい）	手釣、竿釣	1日500円 1年1,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額と同額又は、より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	東城川漁業協同組合	庄原市東城町川東	08477-2-0605
(2)	その他組合の指定する場所		

4 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場

所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に指定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、遊漁する場合、川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別記様式第 1 号)

表		裏
No.	年月日	注意事項
遊漁承認証		
次のとおり遊漁を承認します。		1, 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
1, 承認期間		2, 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2, 魚種		3, 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協までご一報下さい。
3, 漁具・漁法		4, 遊漁中は必ずこの証を携帯して下さい。
4, 遊漁区域		5, この証は紛失されても再発行はいたしません。
5, 遊漁者		6, 魚類増殖保護上必要な法律規則制限は必ずお守り下さい。
住所		7, 注意されている農道、アゼ道は通らないようにして下さい。
氏名		
年令		
才		
6, 遊漁料		
東城川漁業協同組合㊤		

(別記様式第 2 号)

漁場監視員証		No.
漁場監視員証		
住所		
氏名	(年令	才)
上記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。		
自	令和	年 月 日
至	令和	年 月 日
東城川漁業協同組合㊤		